

多久市空き家等の適正管理に関する条例（案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成24年3月5日(月)～4月4日(水)
 (2) 意見の応募者数・件数 1名・6件
 (3) 提出方法の内訳 文書提出 1名

NO	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	(目的)第1条について 目的はその通りだと思います。まちの「価値」を維持するものだと思います。	ご指摘の通りです
2	(定義)第2条について 用語の意義の中の『空き家等』には、駐車場などに放置されている車両等も含まれるものと思いますが、如何でしょうか？(多久聖廟駐車場に長期間放置されていた軽自動車もありました。観光客の皆さんから見れば良い感じはしなかったと思います)また、無人のため雑草等が生い茂り健康被害なども誘発される恐れがあります。	条例の策定にあたっては、目的を定めて対象を絞って作ります。本条例に関しては空き家の適正管理を目的としておりますので、空き家と定義された建物が立地する敷地内の物であれば状況によっては対象となりうる可能性があります。ご指摘の案件に関しては本条例の対象外となります。
3	(空き家等の適正管理)第3条について 市長が相談を受けた場合、実際に担当する課はどこになるのでしょうか？(条例には書けないかもしれませんが。)	条例制定後の対応にはなりますが、情報については特定の部署を定めて一括で管理し、生活環境については市民生活課、防犯上の問題は総務課などそれぞれに適した部署が担当するのが望ましいと考えています。
4	(情報提供)第4条について 情報提供では、『市民』が速やかに市長へ情報の提供を行うとありますが、現実には地区の区長さんへまず情報を提供し、その後区長から市へつないでいると思います。行政区長は囑託員として行政の一端を担って頂いていますので、情報の提供は『市民が市長』へに加えて、『市民が区長へ、それから市長』へも加えたら如何でしょうか？(概要には記載されていますが、条例に書きこむ事は出来ないものでしょうか？)	通常、市民が情報提供を直接市長に行うなどあり得ない話です。市民 区長 市担当者 市長といった流れになると思われます。条例の施行にあたっての責任者が市長となるため、現在の多久市における他の条例の表現に合わせて市長としておりますが、分かりにくいとのご指摘でありますので、表現について検討させていただきます。
5	(助言、指導及び勧告)第6条について 市長は『助言・指導』等が出来るとありますが、具体的にはどのような事でしょうか？	助言・指導：問題点を指摘し解決の方向を示唆する。 (空き家敷地の雑草等について除草など対策の指摘等)
6	(公表)第8条について 具体的には市長はどのような方法で「公表」されるのでしょうか？概要には官報、市報、HP等で公表できるとありますが、当該管理者が市内にいない場合が多いと思われる。	基本的には、市報や市ホームページ又は官報での公表を考えていますが、より効果的なものがあれば他の方法も利用できると考えておりますが、方法や対象については市長が判断いたします。又、当該者が市内にいない場合効果がないのではとのご指摘ですが、知人や縁者が市内におられる場合もありますので一定の効果は見込めると考えております。条例の趣旨としましては、協同で問題解決にあたる事を重視しておりますのでこのような案になっております。